

開成町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

1. 目的

本要領は、熱中症による健康被害を防止することを目的に、開成町内の民間の施設のうち、町民等のために暑さをしのぐ避難施設として開放する「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 募集要件

クーリングシェルターについては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 開成町内の民間施設であること。
- (2) 環境省から「熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」という。）」が発表された場合に当該施設を住民等に開放することができること。
- (3) 施設内に適切な冷房設備が設置されており、定期的にメンテナンスがされていること。
- (4) 開設期間中、暑さをしのぐ休憩場所として、受入可能人数が滞在するために必要な空間が確保されていること。
- (5) 開放場所に、避難者が休憩するための椅子等が備わっていること。
- (6) 町と管理運用に関する協定書を締結し、内容を実施できること。

3. 指定施設の実施事項

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所に町指定のクーリングシェルターである旨を示すポスター等の掲示
- (2) 気温に応じた適当な冷房設備の稼働
- (3) 休憩用の椅子等の準備
- (4) 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、当該施設を受入可能な曜日及び時間にクーリングシェルターとして開放する。
- (5) クーリングシェルター利用者への対応

4. 開設期間

毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までの指定施設の開館又は営業時間内を基本とする。ただし、開設することができる日時は各施設の実情に応じるものとする。

5. 応募方法

別紙「開成町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙」に必要事項を記入し、保険健康課にメール、ファクス、郵送、持参のいずれかの方法によって、提出する。

・応募先

住 所：〒258-8502 開成町延沢 773 番地

宛 名：開成町保険健康課 宛

電 話：0465-84-0328 （平日 8 時 30 分～17 時）

F A X：0465-82-5234

メール：hokenka@town.kaisei.kanagawa.jp

・応募期間

随時受け付けています。

・応募後について

応募いただいた内容について、要件を満たしているか町で確認します。内容について適当と認められた場合は、クーリングシェルターに指定いたします。なお、指定にあたっては、町と施設管理者の間で、クーリングシェルターの開設に係る協定書を締結いたします。また、クーリングシェルターに指定された施設の情報は、町のホームページ等で公表いたします。

5. 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の 2 か月前までに更新しない旨の申出がなかった場合、協定は同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

6. 協議

協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。

7. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合があります。

また、冷房施設の電気代は、施設事業者の負担となり、町の補助金等はありませんのでご了承ください。